

令和2年度 おおがわら応援券発行事業実施要項

1. 目的

新型コロナウイルス感染症に係る影響を受け、地域事業所の売上が大幅に減少し、地域経済が危機的状況であることから、事業所の経営支援を行いかつ消費活動を喚起するため、大河原町に所在し、地域振興に貢献する該当事業所の経営支援に資することを目的とする。

2. 実施主体（発行者） 大河原町商工会

3. 名称・発行枚数

応援券の名称「おおがわら応援券」

応援券の発行枚数 最大2万枚（予定枚数になり次第、終了）

4. 発行内容

割増率 40%（お客様は、最低単位500円×14回の額面7,000円の商品券を5,000円で購入 2,000円分の割増を得ることができる）

※事業所を利用するお客様がよりお得に、より多く来ていただくことで事業所を応援する仕組みとなる事業です。

5. 取扱店募集締切 令和2年7月10日(金)

応援券の発行枚数に限りがあるため、先着順とする。

6. 販売期間

令和2年8月1日(土)～令和2年9月30日(水)

7. 使用期間

各事業所での販売開始日から6ヶ月以内(発券ごと)

8. 使用方法

応援券を持参したお客様が使用する際に、利用料金に応じて、裏面（白黒面）の「ご利用残高」にハンコや月日を入れて消し込みをする。

※消込のやり方は各店舗にお任せします。

9. 精算期間

応援券の精算報告書及び販売店舗精算用を添付して、令和2年10月30日(金)までに精算

10. 販売対象者 大河原町民に限らず、どなたでも購入可能です。

11. 販売方法

それぞれの事業所で販売する。500円×14回(7,000円分)を5,000円で販売する。

応援券は販売店舗のみで使用できる。店舗同士の転売は禁止します。

12. 販売限度額

1事業所につき、100枚を限度とする。申込時、100枚、50枚、20枚から参加店舗が販売枚数を選択する。

購入は、1店舗につき、一人5枚まで(1世帯ではない)とする。

13. 取扱加盟店事業者資格

①大河原町商工会の会員事業所(会員見込みを含む)で、町内に事業所を有し、要項を承諾のうえ「取扱加盟店申込書」の提出を行い、7/10時点で商工会費の未納がない者とする。

②新型コロナウィルス感染症拡大の影響等があること。

14. 取扱事業者の留意事項

(1)一度使用された「おおがわら応援券」の再使用は禁止する。

(2)「おおがわら応援券」は、販売店舗のみの使用とする。

(3)「おおがわら応援券」の盗難、紛失または焼失・滅失等に対して、商工会はその責任を負いません。

(4)「おおがわら応援券」を複写等不正が発覚した場合は取扱店を抹消のうえ、警察署へ連絡します。

(5)「おおがわら応援券」を販売せず、換金のみ行うなど不正が発覚した場合は、取扱店を抹消のうえ、全額返金いただきます。

(6)今後の新型コロナウィルス感染拡大の状況により、外出制限や店舗営業の自粛要請により、本券の使用が制限された場合は、本券の販売期間の変更や有効期限を延長する場合もあります。

15. 物品・サービスなどの提供

(1)本券の金額と同額の物品、サービスを提供して下さい。ただし、応援券表示金額以下の場合、つり銭は出ないものとする。また、現金との引き換えは出来ません。

(2)本券は他の商品券、ビール券、図書券、切手、印紙、プリペードカード等、換金性の高いものや、国、公共団体への支払いには使用できません。

16. 割増分の入金及び精算について

申込枚数分の割増分を応援券手渡し後、1週間を目途に、事業者の指定口座に振り込みます。

応援券販売終了後に利用者(応援券購入者)の氏名を記入した販売店舗精算用及び精算報告書の提出により、精算とします。精算窓口は、大河原町商工会とする。

※売れ残った「応援券」の枚数に応じて返金してもらいます。

17. その他の注意事項

本事業についての疑義がある場合は、大河原町と協議して処理します。